

○特定小型原動機付自転車運転者講習に関する規程

(令和5年6月20日公安委員会規程第7号)

改正 令和5年8月25日公安委員会規程第10号

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する規程を次のように定める。

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施)

第2条 講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。

(受講命令に関する手続)

第3条 法第108条の3の5第1項の規定による命令(以下「受講命令」という。)に関する手続は、本部長が行うものとする。

(講習対象者)

第4条 講習は、受講命令を受けた者を対象とする。

(講習の受講申請)

第5条 講習の受講命令を受けた者は、特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書(様式)により公安委員会に受講の申請をするものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、講習の実施に必要な事項は、本部長が別に定める。

(文書の保存)

第7条 文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書	交通部交通企画課	5年

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和5年8月25日公安委員会規程第10号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。